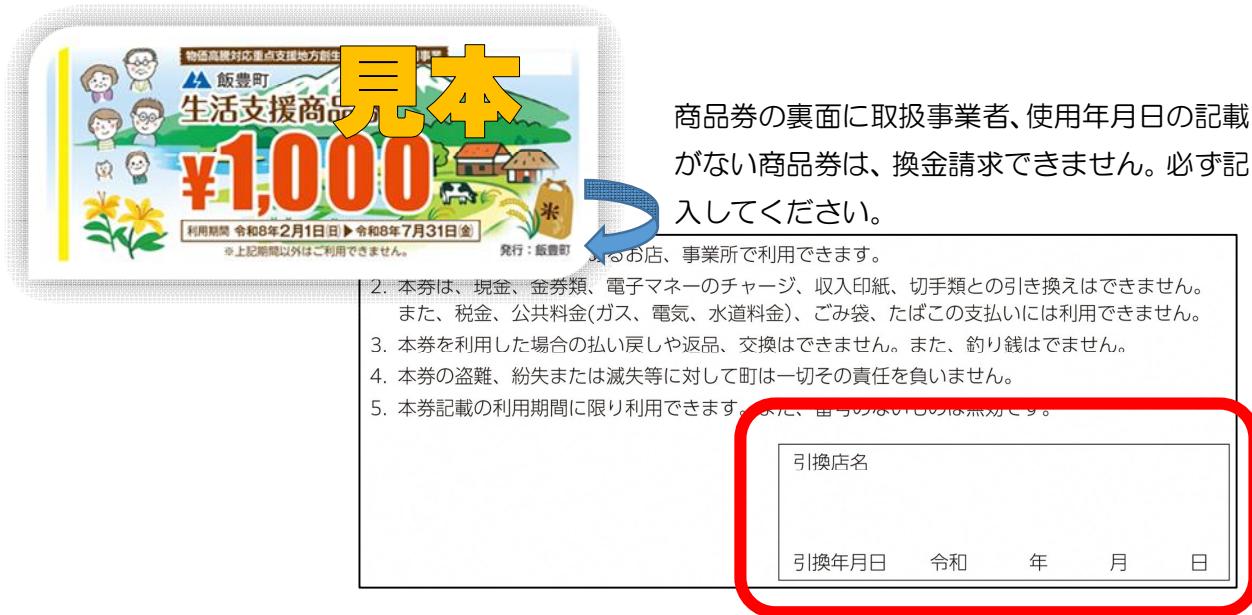


飯豊町物価高騰対策生活支援商品券取扱事業者の皆さんへ

商品券の取り扱いに際しては、下記の事項にご留意ください。

①取扱事業者の業務

- ・商品券利用期間内に商品券を持参した者に対し、記載金額に相当する商品やサービスの提供を行う。額面に満たない利用の場合、釣銭は出さない。
- ・受け取った商品券は、再流通を防ぐため厳重に管理すること。使用済みの商品券には、その裏面に取扱事業者名、使用年月日を記入すること。(ストアスタンプ可)
- ・商品券の利用期間中は必ず登録取扱事業者であることを証する登録取扱店ポスターを店頭の目立つ場所に掲示すること。
- ・取扱事業者が独自に商品券利用除外商品を指定する場合は、その商品を明示し、店頭の目立つ場所に掲示すること。



②換金請求手続

請求書に必要事項を記入・押印し、換金する商品券を添えて、飯豊町長宛てに請求してください。
換金請求書には、事業所の代表者名、代表印が必要です。なお、請求書様式を同封しますが、事業者が独自に発行する任意の請求書様式で請求いただいてかまいません。(任意の請求書様式の場合は、換金請求額、商品券の枚数、飯豊町物価高騰対策生活支援商品券の換金請求であることを明記してください。)

請求書受付 飯豊町企画課総合政策室(飯豊町役場庁舎 2階)

※会計室窓口(飯豊町役場庁舎1階)でも受付対応します。

換金請求期間

令和8年2月2日(月)～令和8年8月21日(金)午後5時00分(土日祝日を除く)

③換金手数料

事業者の負担はありません。

④換金振込み

町は、取扱事業者からの換金請求書受領後、登録申請の際に記入いただいた取扱事業者の指定口座に請求金額を振込みます。**町からの最終振込日は令和8年8月28日(金)となります。**

町の支払日は、毎月8日、18日、28日です。支払日の6日前までに請求を受けたものを次の8のつく支払日に振込みます。8のつく日が土日祝日に重なるときは、支払日、受付日とも前倒しになります。
(支払日および支出票送付の日の制定について(飯豊町訓令昭和55年第4号)に基づく。)

⑤商品券の利用対象外となる物品・サービス商品等

- ・不動産又は金融商品
- ・たばこ
- ・商品券、図書券、切手、印紙、はがき、プリペイドカードなど換金性の高い商品
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・国や地方公共団体への支払い(税金、施設使用料、水道料金、指定ごみ袋など)
- ・公共サービス(電気料、ガス料、NHK受信料など)
- ・取扱事業者が指定する商品券利用除外商品

⑥その他

- ・商行為以外での商品券等の換金や商品券の利用範囲に逸脱する行為または不正による商品券の利用が発覚した場合は、換金金額の全額を返還いただくほか、取扱事業者としての登録を取り消します。
- ・登録申請により取扱事業者となったのち、取扱事業者を辞退する場合にあっては、それまでに取り扱った商品券の換金をすべて終えてから辞退届を提出し、町の承認を得てください。